

水道スローガン

寄せる信頼 飲む安心

6月1日(火)から7日(月)は、第52回「水道週間」です。

- 川妻浄水場一般見学会 水道水ができるまでを見学してみませんか。

○期間

6月1日(火)から7日(月)まで

○時間

午前9時から午後3時まで

○場所

川妻浄水場

○受付

事前に電話連絡にてご予約をお願いします。

○内容

多数の参加をお待ちしています。

○お問い合わせ

上下水道課 ☎(84)3000

- 水道水がにこつたら [にこり水が出る場合]



水道水ができるまでの説明及び場内見学

- 水道水がにこつたら [にこり水が出る場合]
- 消防活動、水道工事、断水などで、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わったとき、

水道管の中の鉄錆びなどがはがれてにこり水が流れ出る場合があります。通常は、しばらく流し続けるときれいになります。このような場合は、上下水道きれいになるまで放水をしてく

- 水道のメーターチェックについて 正確な検針を行うためにご協力をお願いします。
- ・水道メーターボックスの上には物を置かないでください。

- ・水道メーターボックスの中はいつもきれいにしてください。



- ・犬は放し飼いにしないで水道

メーターボックスから離して繋いでください。

- ・家の増改築のとき水道メーターボックスが床下や屋内にならないようにしてください。

なお、この放水をした水量は、水道料金から差し引いて清算しますので、放水時間を上下水道

ださい。

平成21年度情報公開制度の運用状況について

情報公開は、みなさんが知りたいと望んでいる情報を請求に応じて公開する制度です。町では、情報公開条例を制定し、行政情報を公開しております。

○情報公開を請求できる人

- ・町内に住所のある人
- ・個人、法人、その他の団体
- ・町内の事務所、事業所に勤務している人
- ・町が行う事務事業に利害関係のある人

- 情報公開対象文書
- ・平成13年4月1日以降作成または取得した行政情報

- 個人情報
- ・現在は、高度情報化社会となり大量の個人情報が収集・蓄積され利用されています。
- ・町では、個人情報保護条例を制定し、個人情報の適正な取り扱いについて、必要な事項を定め、町が保有する個人情報の公開等を求める権利を保障する

- ・とにより、個人の権利利益の保護及び町民に信頼される公正で民主的な町政を推進しています。

選挙人名簿抄本閲覧状況の公表について

平成21年度情報・個人情報公開状況

区分	請求件数	請求のうち公開件数	公開した情報の内訳		
			全部公開	部分公開	非公開
情報公開	71	43	36	5	2
任意的公開	3	3	2	1	0
個人情報	0	0	0	0	0

※任意的公開とは、情報公開条例5条に定める請求者以外からの請求または平成13年4月1以前の行政情報をいいます。

○お問い合わせ

平成21年度選挙人名簿抄本の閲覧については、閲覧件数0件でした。

○お問い合わせ

平成21年度選挙人名簿抄本の閲覧については、閲覧件数0件でした。

総務課 行政・防災G

1111 (内線213)